

「いばらきポリス」クーポン等協力店募集・運用要領

1 目的

茨城県警察では、防犯アプリ「いばらきポリス」の普及と継続的な利用を促進し、県民の防犯意識及び自主防犯活動の向上を図るため、「いばらきポリス」利用者にクーポンその他の特典（以下「クーポン等」という。）の提供にご協力いただける「いばらきポリス」クーポン等協力店（以下「協力店」という。）の事業者を募集します。

2 協力店の対象

次の要件を満たす事業者を対象とします。

- (1) 茨城県内に店舗又は施設を有すること。
- (2) 関係法令を遵守し、適正に事業を営んでいること。
- (3) 本事業の目的に賛同し、クーポン等を自らの負担で提供できること。
- (4) 事業主、代表者、役員、実質的に事業を支配する者その他経営に関与する者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 警察の公平性、中立性又は県民からの信頼を損なう虞がないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協力店として不適当と認められる事情がないこと。

3 協力内容

- (1) 「いばらきポリス」のクーポン掲載欄に、店舗名、住所、クーポン等の内容及び利用条件等を協力店と協議の上、掲載します。
- (2) 利用者が指定された画面を提示した場合、掲載内容に従ってクーポン等を提供してください。
- (3) 可能な範囲で、店頭への広報物の掲示など、「いばらきポリス」の周知にご協力ください。

4 クーポン等の内容

- (1) 商品・サービス又は施設利用料の割引、追加サービス、記念品の提供など、各協力店の実情に応じて設定できます。
- (2) 曜日、時間帯、利用人数、最低利用金額、利用回数等の条件を設けることができます。
- (3) 他の割引との併用可否、対象外商品、有効期間等は、利用者に分かりやすく表示してください。

5 費用負担

- (1) アプリへの掲載料はかかりません。
- (2) クーポン等の提供に要する費用は、協力店の負担となります。

(3) 茨城県警察は、割引額の補填、謝礼の支払いその他の精算を行いません。

6 申込方法

所定の届出書に必要事項を記入し、茨城県警察本部生活安全総務課へ提出してください。

申込内容を確認後、掲載の可否及び掲載開始時期を連絡します。申込みにより必ず掲載されるものではありません。

(1) 提出方法：持参、郵送、メール

(2) 提出書類：「いばらきポリス」クーポン等協力店届出書（様式第1号）

7 掲載内容の変更・終了

店舗名、所在地、連絡先、クーポン等の内容、店舗写真等に変更がある場合又は「いばらきポリス」クーポン等協力店を終了する場合は、所定の届出書に必要事項を記入し、茨城県警察本部生活安全総務課へ提出してください。

(1) 提出方法：持参、郵送、メール

(2) 提出書類：「いばらきポリス」クーポン等協力店変更・終了届出書（様式第2号）

8 クーポン等運用上の留意事項

(1) 商品・サービス、割引、返品・返金等に関する問題は、原則として協力店と利用者との間で解決してください。

(2) 利用者による画面改ざん、複製その他の不正利用が疑われる場合は、クーポン等の提供を断ることができます。ただし、利用者のスマートフォンを無断で操作したり、必要以上の個人情報を確認したりしないでください。

(3) 「警察公認」「県警推奨」など、茨城県警察が商品・サービスを保証していると受け取られる表示は使用できません。

(4) 店舗名、ロゴ、写真等は、本事業の運営及び広報に必要な範囲で使用する場合があります。

(5) 重大な苦情、事故又は犯罪が疑われる事案が発生した場合は、安全を確保した上で警察へ通報し、本事業の担当課にも連絡してください。

9 掲載の見合わせ・停止

次のいずれかに該当すると認められる場合は、掲載を見合わせ、又は事前の連絡なく掲載を停止することがあります。

(1) 届出内容に虚偽がある場合又は掲載内容と異なる取扱いを行った場合

(2) 法令違反、反社会的勢力との関係又は重大な苦情等が確認された場合

(3) 警察業務の公平性、中立性又は県民からの信頼を損なうおそれがある場合

(4) 長期休業、廃業、連絡不能その他掲載を継続することが適当でない場合

(5) システム障害、保守、災害その他運営上やむを得ない事情がある場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、協力店として不適当と認めた場合

10 その他

本募集・運用要領は予告なく変更する場合があります。

11 申込み・問合せ先

茨城県警察本部生活安全総務課

所在地：茨城県水戸市笠原978番地6

電話：029-301-0110

メールアドレス：keiseisou2@pref.ibaraki.lg.jp